

議事要旨(3) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計専門委員会における検討状況についての審議を行う旨が説明され、その後、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

開示（注記）に関する論点について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 回収可能性の論点の緊急性が高いために先行して適用指針案を検討しているにもかかわらず、そこに開示の検討を追加することで、当該適用指針案の開発が遅延する可能性があることを懸念する。また、考えられる開示項目として挙げられている重要な税務上の欠損金に係る開示の充実は、現在の経済情勢に鑑みると必ずしも緊急性が高くない。したがって、適用指針の公開草案を早期に公表することを優先し、開示については残りの実務指針と同時に検討する（案 2）を支持する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 現在審議している適用指針の文案において分類の要件を見直すのであれば、その見直しの内容に応じて、どのような開示が必要であるかについても検討すべきである。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 繰延税金資産の回収可能性に関する説明は、将来の見通しについての定性的な説明が中心であり、財務諸表の注記にはなじまないのではないかと懸念している。影響が大きければ、経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析（MD&A）や決算説明において、企業が当該企業に合った内容を自主的に開示することが適切であると考えている。
- あるオブザーバーより、次のコメントがあった。
 - 開示については財務諸表利用者に対するアウトリーチを行い、ニーズを把握していただきたい。
 - 企業の自主的な開示に委ねると、必要な情報が適切に開示されない場合があるのではないかと懸念している。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 財務諸表利用者に対するアウトリーチについては、実施させてほしい。
- 例えば、繰延税金資産の認識の根拠に関する注記の開示例を見ると、どの程度記載されるかによって有用性が大きく異なる。適用指針においてどのような要求を定めれば有用な開示につながるかも検討事項となると考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 実務指針全体を移管する過程の中で、回収可能性については先行して移管することにより課題を早期に解決しようとしているのであるから、開示については実務指針全体と併せて検討する（案 2）を支持する。
 - 繰延税金資産の計上根拠を開示するとしても、将来の課税所得の見積額を開示することを要求することは適切ではない。そもそも、会計上の見積り項目について計上根拠の開示が必ず求められるものではなく、IFRS や米国会計基準と比較して回収可能性の閾値がより高いと考えられる日本基準において、より詳細な開示を求めることには抵抗感がある。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 財務諸表利用者のニーズがある情報が、すべて財務諸表の注記として開示されるわけではない。財務諸表に注記するのかわち非財務情報としていわゆる MD&A に記載するかについては、より複雑な見積りに依拠している繰延税金資産の性質等を踏まえて検討することとなる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 開示については、財務諸表利用者の意見を十分に聴取する必要がある。
 - IFRS や米国会計基準に比べて、日本基準の開示に不足があるのであれば、早急に検討すべきである。また、今回の見直しにあたり、より多くの判断に依拠するようになるならば、追加の開示の要否を検討すべきと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 開示について、国際的な会計基準に対して遜色がないようにすべきとの点に異論はない。さらに、国際的な会計基準で要求されていない事項であっても、財務諸表利用者のニーズがあり、市場関係者のコンセンサスを得られるのであれば、開示を求める場合もあり得る。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 現行の税効果会計に関する開示についての改善すべき点は、財務諸表利用者から幅広く聴取して検討することが適切であると考え。我が国における IFRS や米国会計基準の適用企業の開示状況をみても、繰延税金資産に関する注記の記載内容にはかなりの幅があるので、どのような記載が有用であるかを財務諸表利用者の意見も踏まえて整理し、開示の検討が回収可能性の適用指針の中で対応可能なのか、残りの実務指針と併せて検討せざるを得ないのか、検討頂きたい。

適用指針の文案について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - （分類 2）の要件に関して、仮に見直す場合に非経常的な原因によるものを課税所得から除く提案に賛成であるが、当該提案に併せて適用指針案第 28 項（（分類 4）の要件に該当する企業を（分類 2）として扱う定め）を削除する提案には賛成できない。同項において、重要な税務上の欠損金が生じた原因は非経常的なものに限らないことから、同項を削除すると、（分類 2）に該当すべき企業が適切に分類されなくなる。
 - 結論の背景に非経常的な原因の例示を盛り込んでいることは適切である（適用指針案第 65 項）。しかし、子会社株式の減損に係る将来減算一時差異について、子会社の清算による認容という稀な例示が記載されており、非経常的な原因が限定的に解釈されてしまう懸念がある。むしろ、投資有価証券の減損に係る将来減算一時差異について、売却による認容を例示として記載してはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 適用指針案第 28 項に該当するのは、主として、従来は（分類 2）であった企業において非経常的な原因により重要な税務上の欠損金が生じるケースであろうと想定し、このような提案を行ったものだが、検討したい。
- 非経常的な原因を限定的にする意図はなく、監査委員会報告第 66 号の例示区分 4 号ただし書きと要件が同じではないことを示すために、事業のリストラクチャリングと異なる例示を記載しているが、検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - （分類 2）に関して、安定的な課税所得を要件とするのではなく、監査委員会報告第 66 号で用いられていた経常的な利益を要件とすることが適切である。繰延税金資産が回収されないケースとは、税務所の繰越欠損金の期限切れが生じるケースであると考えため、課税所得が安定的である必要はなく、不安定でも十分な課税所得が生じているのであれば、回収可能性があると考えることが適切である。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- （分類 2）の要件は、将来の課税所得を継続的に獲得するだけの収益力があることを意図しているものである。表現については検討したい。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - （分類 1）の要件について、仮に見直す場合に「過去（3 年）及び当期において、おおむね継続的に」とする提案となっている。しかし、この表現では、監査委員会報告第 66 号の例示区分 1 号の「毎期（当期及びおおむね過去 3 年以上）」と異なる

る意味になるため、慎重な議論が必要ではないか。

- （分類 2）の要件についても、仮に見直す場合に「過去（3 年）及び当期において、おおむね継続的に」との表現が提案されているが、この表現では適用指針案第 28 項の要件と整合性が取れないのではないか。その観点からは、非経常的な原因によるものを除く提案の方が理解しやすい。しかし、「非経常的な原因」という用語が、監査委員会報告第 66 号の例示区分 4 号ただし書きの「非経常的な特別の原因」と類似している点については懸念が残る。

以 上